

関西電力株式会社
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る
使用前検査成績書

設備名：燃料設備

系統名：燃料取扱設備

新燃料又は使用済燃料を取扱う機器

使用済燃料ピットクレーン

要領書番号：原規規収第1707215号01

平成30年11月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
関原発第151号(平成29年7月21日)
関原発第262号(平成30年8月20日)
関原発第293号(平成30年9月21日)
- 4 検査期日 自 平成30年11月29日
至 平成30年11月29日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機
原子力設備
燃料設備
燃料取扱設備
新燃料又は使用済燃料を取扱う機器
使用済燃料ピットクレーン 1個
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。
- 8 検査実施者 電気工作物検査官 奥本 昭治
~~電気工作物検査官~~ 高橋 和宏
環境技官
- 9 検査結果 良

関西電力株式会社
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る
使用前検査成績書

設備名：原子炉冷却系統設備

系統名：非常用炉心冷却設備
容器

燃料取替用水タンク

要領書番号：原規規収第1707215号04

令和元年11月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
関原発第151号(平成29年7月21日)
関原発第262号(平成30年8月20日)
関原発第293号(平成30年9月21日)
関原発第515号(平成31年2月6日)
- 4 検査期日 自 令和元年 11 月 1 日
至 令和元年 11 月 1 日
- 5 検査場所 ~~原子力規制委員会原子力規制庁~~
~~東京都港区六本木1-9-9 六本木フューズビル~~
関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機
原子力設備
原子炉冷却系統設備
非常用炉心冷却設備
容器
燃料取替用水タンク 一式
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。

8 検査結果 良

9 検査実施者 電気工作物検査官
環境技官
~~電気工作物検査官~~

平井 隆
須貝 実



関西電力株式会社
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る
使用前検査成績書

設備名：原子炉冷却系統設備

系統名：非常用炉心冷却設備

貯蔵槽

格納容器サンプルB-A

格納容器サンプルB-B

要領書番号：原規規収第1707215号05-1

令和元年 8 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社 高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
関原発第151号(平成29年7月21日)
関原発第262号(平成30年8月20日)
関原発第293号(平成30年9月21日)
関原発第515号(平成31年2月6日)
- 4 検査期日 自 令和元年8月27日
至 令和元年8月27日
- 5 検査場所 ~~原子力規制委員会原子力規制庁~~
~~東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル~~
関西電力株式会社 高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機
原子力設備
原子炉冷却系統設備
非常用炉心冷却設備
貯蔵槽
格納容器サンプルB-A 1個
格納容器サンプルB-B 1個
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。
- 8 検査結果 良
- 9 検査実施者 電気工作物検査官 平井 隆
環境技官 増本 豊
~~電気工作物検査官~~

関西電力株式会社
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る
使用前検査成績書

設備名：原子炉冷却系統設備

系統名：非常用炉心冷却設備
主配管

要領書番号：原規規収第1707215号06

令和元年10月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
関原発第151号(平成29年 7月21日)
関原発第262号(平成30年 8月20日)
関原発第293号(平成30年 9月21日)
関原発第515号(平成31年 2月 6日)
- 4 検査期日 自 令和 元年10月24日
至 令和 元年10月24日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
~~関西電力株式会社高浜発電所~~
~~福井県大飯郡高浜町田ノ浦~~
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機
原子力設備
原子炉冷却系統設備
非常用炉心冷却設備
主配管 一式
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われた
ものであること。
- 8 検査結果 良
- 9 検査実施者 電気工作物検査官 雑賀康正
環境技官 高橋和宏

関西電力株式会社
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る
使用前検査成績書

設備名：原子炉冷却系統設備


系統名：原子炉補機冷却海水設備
ろ過装置
海水ストレーナ

要領書番号：原規規収第1707215号07

令和2年8月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
関原発第151号(平成29年7月21日)
関原発第262号(平成30年8月20日)
関原発第293号(平成30年9月21日)
関原発第515号(平成31年2月6日)
関原発第619号(2020年3月24日)
関原発第24号(2020年4月7日)
- 4 検査期日 自 令和2年8月25日
至 令和2年8月25日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
~~関西電力株式会社高浜発電所~~
~~福井県大飯郡高浜町田ノ浦~~
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機
原子力設備
原子炉冷却系統設備
原子炉補機冷却海水設備
ろ過装置
海水ストレーナ 4個
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。
- 8 検査実施者 電気工作物検査官 上田 洋 
- 電気工作物検査官 _____ 印
- 9 検査結果 良

関西電力株式会社
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る
使用前検査成績書

設備名：原子炉冷却系統設備

系統名：原子炉補機冷却海水設備
原子炉補機冷却海水設備
主配管

要領書番号：原規規収第1707215号08

令和2年5月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機

2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査

3 検査申請 使用前検査申請番号

関原発第151号(平成29年7月21日)

関原発第262号(平成30年8月20日)

関原発第293号(平成30年9月21日)

関原発第515号(平成31年2月6日)

関原発第619号(2020年3月24日)

関原発第24号(2020年4月7日)

4 検査期日 自 令和2年5月20日
至 令和2年5月20日

5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

6 検査範囲 高浜発電所第2号機
原子力設備
原子炉冷却系統設備
原子炉補機冷却水設備
原子炉補機冷却海水設備
主配管 一式

7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。

8 検査実施者 電気工作物検査官

上田 洋



~~電気工作物検査官~~

~~印~~

9 検査結果

良

関西電力株式会社
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る
使用前検査成績書

設備名：原子炉冷却系統設備

系統名：余熱除去設備

安全弁及び逃がし弁

要領書番号：原規規収第1707215号03

令和3年4月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
関原発第151号（平成29年7月21日）
関原発第262号（平成30年8月20日）
関原発第293号（平成30年9月21日）
関原発第515号（平成31年2月6日）
関原発第619号（2020年3月24日）
関原発第24号（2020年4月7日）
- 4 検査期日 自 令和3年4月22日
至 令和3年4月22日
- 5 検査場所 ~~原子力規制委員会原子力規制庁~~
~~東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル~~
関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機
原子力設備
原子炉冷却系統設備
余熱除去設備
安全弁及び逃し弁 2 個
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われた
ものであること。
- 8 検査実施者 電気工作物検査官 福富 晋一
~~電気工作物検査官~~
- 9 検査結果 良

関西電力株式会社
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る
使用前検査成績書

設備名：放射線管理設備
原子炉格納施設

系統名：生体遮へい装置
外部遮蔽
二次格納施設
鋼製格納容器
外周コンクリート壁
外部しゃへい建屋（2次格納施設）

要領書番号：原規規収第1707215号12

令和3年12月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
関原発第151号(平成29年7月21日)
関原発第262号(平成30年8月20日)
関原発第293号(平成30年9月21日)
関原発第515号(平成31年2月6日)
関原発第619号(2020年3月24日)
関原発第24号(2020年4月7日)
関原発第24号(2020年4月30日)
関原発第294号(2021年8月2日)
- 4 検査期日 自 令和3年12月2日
至 令和3年12月2日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機
原子力設備
放射線管理設備
生体遮へい装置
外部遮蔽 一式
原子炉格納施設
二次格納施設
鋼製格納容器
外周コンクリート壁
外部しゃへい建屋(2次格納施設) 一式
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。

8 検査実施者 電気工作物検査官

上田 洋 印

~~電気工作物検査官~~ 印

9 検査結果

良

関西電力株式会社
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る
使用前検査成績書

設備名：原子炉格納施設

系統名：原子炉格納容器

原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部
電気配線貫通部

要領書番号：原規規収第1707215号16

令和2年10月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
関原発第151号(平成29年7月21日)
関原発第262号(平成30年8月20日)
関原発第293号(平成30年9月21日)
関原発第515号(平成31年2月6日)
関原発第619号(2020年3月24日)
関原発第24号(2020年4月7日)
- 4 検査期日 自 令和2年10月29日
至 令和2年10月29日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機
原子力設備
原子炉格納施設
原子炉格納容器
原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部
電気配線貫通部 5個
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。
- 8 検査結果
- 9 検査実施者 電気工作物検査官 上田 洋 * 令和2年10月(日よ)
印 押印者略

~~電気工作物検査官~~

~~印~~

関西電力株式会社
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時、原子炉に燃料を装入することができる状態になった時、原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時及び工事の計画に係る全ての工事が完了した時に係る使用前検査成績書

要領書番号：原規規収第1707215号99

令和5年10月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時、原子炉に燃料を装入することができる状態になった時、原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時及び工事の計画に係る全ての工事が完了した時に係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
関原発第151号(平成29年7月21日)
関原発第262号(平成30年8月20日)
関原発第293号(平成30年9月21日)
関原発第515号(平成31年2月6日)
関原発第619号(2020年3月24日)
関原発第24号(2020年4月7日)
関原発第24号(2021年4月30日)
関原発第294号(2021年8月2日)
関原発第210号(2022年7月1日)
関原発第81号(2023年5月26日)
関原発第167号(2023年6月21日)
関原発第257号(2023年7月26日)
- 4 検査期日 自 令和3年10月18日
至 令和5年10月16日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機
検査対象施設及び範囲は、認可された工事計画に記載された施設。
なお、検査申請書に記載された原子力設備のうち、個別の検査実施要領書にて確認する検査項目及び検査範囲を除く。

7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。

8 検査実施者及び検査結果
検査結果一覧表のとおり

検査結果一覧表

工事の工程	検査年月日	検査結果	電気工作物検査官	備考
構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時	令和3年10月18日	良	須貝実	
原子炉に燃料を装入することができる状態になった時	令和5年4月14日	良	須貝実	
原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時	令和5年8月31日	良	増本豊	
工事の計画に係る全ての工事が完了した時	令和5年10月16日	良	上田 洋豊 増本 江頭	